

■議案第82号 四万十町立小学校、中学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

今回の条例改正は、3月議会において議決のあった四万十町立幼稚園設置条例の廃止に伴い、本条例から幼稚園に係る規定を削除するものです。

また、四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例にこの条例名が規定されていますので、附則により改正を行います。

【内容】

題名中「四万十町立小学校、中学校及び幼稚園の」を「四万十町立小学校及び中学校の」に改める。

第1条中「四万十町立小学校、中学校及び幼稚園の」を「四万十町立小学校及び中学校の」に改める。

四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第2条第2号中「四万十町立小学校、中学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」を「四万十町立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」に改める。

【新旧対照表】

改正後	改正前
○四万十町立 <u>小学校及び中学校</u> の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 平成18年3月20日条例第165号 四万十町立 <u>小学校及び中学校</u> の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 (趣旨)	○四万十町立 <u>小学校、中学校及び幼稚園</u> の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 平成18年3月20日条例第165号 四万十町立 <u>小学校、中学校及び幼稚園</u> の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 (趣旨)
第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。次条において「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、四万十町立 <u>小学校及び中学校</u> の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、	第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。次条において「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、四万十町立 <u>小学校、中学校及び幼稚園</u> の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災

改正後	改正前
疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」と言う。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し、必要な事項を定めるものとする。 （省略） 附 則 （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>（四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）</u> 2 第2条第2号中「<u>四万十町立小学校、中学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</u>」を「<u>四万十町立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</u>」に改める。	害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」と言う。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し、必要な事項を定めるものとする。 （省略）